



【特筆事項】

- ・指定を受けた区域の形質変更時には、計画書の提出を義務付け。
- ・指定を受けた区域からの健全土砂搬出に際し、100㎡毎に全項目の調査を義務付け。
- ・汚染土壌の搬出は、運搬に関する基準に従った運搬を義務付け。
- ・汚染土壌の処理は、都道府県知事の許可を受けた処理業者での処理を義務付け。